

主な指摘事項【養護老人ホーム】

区分	項目	内容	件数
設備・運営	職員の配置の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員については、常勤換算方法で、入所者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とすること。なお、入所者の数は前年度の平均値とすること。</li> <li>支援員については、常勤換算方法で、入所者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上とすること。なお、入所者の数は前年度の平均値とすること。</li> <li>看護職員のうち一人以上は、常勤のものとする。</li> </ul>	1件
設備・運営	処遇計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>処遇計画の作成については、他の職員と協議の上、生活相談員が作成すること。</li> </ul>	1件
運営	処遇の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会の結果を支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</li> <li>支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施すること。</li> </ul>	1件

計3件